

議第三十二号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県職員退隠料給与条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員退隠料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「在職中」を「在職中ノ」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「二禁錮」を「ハ拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第七十条第一項第二号中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

(岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の分限に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五

条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第四条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号及び第四号並びに第二十四条の二第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県青少年健全育成条例の一部改正）

第五条 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例の一部改正）

第六条 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県迷惑行為防止条例の一部改正）

第七条 岐阜県迷惑行為防止条例（昭和三十八年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第二項及び第七項から第十項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県立自然公園条例の一部改正）

第八条 岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条から第四十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県屋外広告物条例の一部改正）

第九条 岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県公害防止条例の一部改正）

第十条 岐阜県公害防止条例（昭和四十三年岐阜県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二

項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条及び第七十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十一条 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県自然環境保全条例の一部改正)

第十二条 岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十三条 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第十四条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成二年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

第十五条 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第十六条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例(平成十四年岐阜県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県希少野生生物保護条例の一部改正)

第十七条 岐阜県希少野生生物保護条例(平成十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条及び第三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部改正)

第十八条 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例(平成十六年岐阜県条例第十九号)の一部を次の

ように改正する。

第十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第十九条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県統計調査条例の一部改正）

第二十条 岐阜県統計調査条例（平成二十年岐阜県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項、第十五条及び第十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県暴力団排除条例の一部改正）

第二十一条 岐阜県暴力団排除条例（平成二十二年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正）

第二十二条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条及び第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

第二十三条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正）

第二十四条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条から第二十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県行政不服審査会条例の一部改正）

第二十五条 岐阜県行政不服審査会条例（平成二十八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第二十六条 岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年岐阜県条例第四十一号）の

一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県個人情報保護審査会条例の一部改正）

第二十七条 岐阜県個人情報保護審査会条例（令和四年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条及び附則第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第二十八条 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年岐阜県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条から第五十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（岐阜県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下「刑法等一部改正法等」という。）の

施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに岐阜県職員退職手当条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提 案 説 明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。